

会 員 各 位

令和8年度診療報酬改定について（6月施行）

技能認定登録者及びあんまマッサージ指圧師が算定可能な項目（抜粋）

標記の件について、掲載いたしますのでご確認ください。

（手順：会員関連 → 診療報酬改定・介護報酬改定情報 → 令和8年度診療報酬改定）

詳細に関する問い合わせは、保険局でも可能な範囲で対応いたしますが、より具体的且つ明確な解釈につきましては、所属する医療機関を通じて、厚生局の地方事務所へ照会されますことをお勧めいたします。

今回の改定では、主に

「休日リハビリテーション加算」

「離床を伴わない個別訓練の減算」

「リハビリテーション総合計画評価料」等

が改定されておりますので、各項目とも「医科診療報酬点数表に関する事項」

「疑義解釈」で充分ご確認ください。

なお、各資料の注目すべき範囲をハイライトで示しましたので、参考にしてください。

- ・ 医科診療報酬点数表に関する事項（疾患別リハビリテーション料）〈抜粋〉
- ・ 医科診療報酬点数表に関する事項（介達牽引・消炎鎮痛等処置）〈抜粋〉
- ・ 疑義解釈資料（その1・その2）〈抜粋〉
- ・ 診療報酬に関する照会先

【全病理ホームページ】 診療報酬改定・介護報酬改定情報

<https://www.nhpta.net/compensation-revision>

令和8年4月9日
保険局 青柳利之